

# 鳥取県農地・水・環境保全協議会事務処理規程

平成19年 4月 5日制定  
平成23年 4月14日改正  
平成24年 5月25日改正  
平成26年 4月24日改定  
平成27年 5月14日改正  
平成28年 5月12日改正  
令和4年 5月25日改正

## (目的)

第1条 この規程は、鳥取県農地・水・環境保全協議会（以下「協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

## (事務処理の原則)

第2条 協議会の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

## (事務処理体制)

第3条 協議会の事務処理は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。

| (事務の区分)               | (責任者) |
|-----------------------|-------|
| 一 推進・指導               | 事務局長  |
| 二 申請書等の審査             | 事務局長  |
| 三 日本型直接支払推進交付金会計に係る事務 | 事務局長  |

2 前項の事務責任者は、当該事務の区分に係る鳥取県農地・水・環境保全協議会文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者又は当該事務の区分に係る鳥取県農地・水・環境保全協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

## (雑則)

第4条 日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知）、日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2855号・27農振第2219号生産局長・農村振興局長通知）、鳥取県農地・水・環境保全協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

## 附則

この規程は、平成19年4月5日から施行する。

## 附則

この規程は、平成23年4月14日、一部改正し、中国四国農政局長の承認のあった日（平成23年5月16日）から施行する。

## 附則

この規程は、平成24年5月25日、一部改正し、施行する。

附則

この規程は、平成26年4月24日、一部改正し、施行する。

附則

この規程は、平成27年5月14日、一部改正し、施行する。

附則

この規程は、平成28年5月12日、一部改正し、施行する。

附則

この規約は、令和4年5月25日、一部改正し、施行する。